

第6 計画の実施推進及び実施結果

計画の実施推進及び進行管理

- ・ 財政健全化計画については、計画の各事項を所管する課において、計画の実現に向け、推進に取り組むものとしします。
- ・ 各計画の進行管理を行う課については、次のとおりとし、積極的に計画の推進を図るものとしします。

計 画	進行管理の主管課等
全体の進行管理	人 事 課
中期財政見通し	財 政 課
事務事業の整理合理化	企 画 政 策 課
補助金・個人給付費等の整理合理化	財 政 課
外郭団体の見直し	総 務 課
人件費の適正化	人 事 課
市税等収納向上対策	収 税 課
受益者負担の適正化	企 画 政 策 課
公有財産の処分・適正運用	財 政 課

実施結果の報告

各計画の進行管理を行う課は、年度終了後、実施結果を人事課に報告し、人事課において、成果の検証等を行い、結城市行政改革推進本部にその結果を報告するものとしします。

また、各団体の代表及び識見者等で構成する「結城市行政改革推進委員会」において実績の報告を行うものとしします。

なお、今後の社会経済情勢の変化などにより、計画に大幅なずれが生じた場合は、そのつど計画を修正して実施します。

実施結果の公表

各計画の実施結果等は、適宜、広報誌、ホームページ等により、市民等に公表をしていくものとしします。